

令和5年度「吉田・飯塚・長瀬基金」調査研究助成事業 募集要項

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

1 趣旨

本助成事業は、高齢福祉や障がい福祉、地域福祉などに関わる諸問題について、長期的展望にたつて総合的、実践的な調査研究を行い、その成果を公表し、もって道民福祉の向上に寄与することを目的として実施するものである。

2 申請者

申請者は、道内の個人・グループ等とし、大学・学校、研究機関、社会福祉施設、病院、民間団体（法人格の有無は問わない）の職員など、本道の社会福祉の向上に関心のある者とする。

なお、原則として次のいずれにも該当すること。

- (1) 助成を申請する事業に対して、他の公的な助成（補助金等）を得ていないこと。
- (2) 過去に同一内容で本助成を受けていないこと。

3 助成内容

- (1) 助成金額
総額100万円以内（1申請につき50万円以内）
- (2) 助成対象経費
助成金については、調査研究に必要な直接経費とする。（※助成対象経費一覧表参照）
- (3) 助成対象となる期間
令和5年6月1日から令和6年3月31日までに実施・完了（報告書提出）すること。

4 調査研究対象

対象領域については、北海道における先駆的・実践的な高齢・障がい福祉等に関する諸問題の調査研究とする。主な対象領域については、次のとおりとする。

- ①『高齢福祉』に関すること
- ②『障がい福祉』に関すること
- ③『児童福祉』に関すること
- ④『地域福祉』に関すること
- ⑤ その他、本道の社会福祉に関すること

5 申請方法等

- (1) 応募者
調査研究者が複数の場合は、代表者をもって応募者とする。
- (2) 申請書類
 - ①様式1
 - ②様式2（メールもしくは電子媒体〔CD-R等〕により提出）
 - ③その他※様式1・2については、本会ホームページよりダウンロードし、記入すること。
※様式2については、別紙「申請書記入要領」を参考に記入すること。
- (3) 申請締切日
下記事務局宛、令和5年4月7日（金）（当日消印有効）までに提出してください。

6 選考基準

助成決定を行う際、下記の点を選考基準とする。

- (1) 道内における先駆的、実験的な調査研究を優先する。
- (2) 過去3年間に本基金による助成を受けていない団体を優先する。
- (3) 他の助成等対象となっていない団体等を優先する。

7 助成の決定

北海道社会福祉総合基金運営委員会において選考のうえ、助成の可否を決定し、5月末日までに申請者に通知する。

8 助成金の交付

助成金の交付については、助成対象者決定後、原則概算払いとし指定口座へ交付する。

9 研究成果の公表

- (1) 調査研究成果は、本会ホームページ等において公表する場合がある。
- (2) 研究成果を公表するときは、本会の事業（「吉田・飯塚・長瀬基金」調査研究助成事業）によるものであることを明示すること。
- (3) 研究成果（研究論文）については、本会が作成する研究誌「北海道の福祉」に掲載を依頼する。
また、本会が行う研修会における発表を求める場合がある。

10 その他

調査研究完了後、研究論文並びに助成金の使途内容（領収書添付）について実績報告書（別途指定）を提出すること。

提出された申請書類に事実と異なる記載があった際は、助成金交付後においても返還を求める場合がある。

11 申請書送付先・事務局

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 企画総務部企画総務課（担当：戸田）

TEL 011-241-3976 FAX 011-251-3971

メール d-somu@dosyakyo.or.jp

※メールの際には標題に「令和5年度吉田・飯塚・長瀬基金申請」と記入。

HP <http://www.dosyakyo.or.jp/>（助成申請書様式をダウンロードできます）

※個人情報の保護について

本助成の申請に際して提出された個人情報の取り扱いについては、当該助成の審査及び決定等の連絡並びに助成金の送金のみ利用させていただきます。

なお、助成が決定した際は団体名、代表者名、対象事業の概要及び助成金額等を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

～本会「吉田・飯塚・長瀬基金」調査研究事業について～

平成21年3月に財団法人高齢者問題研究協会の解散に伴い、残余財産が本会に寄付されたことから、これを基に平成22年度より新たに「吉田・飯塚・長瀬基金」を北海道社会福祉総合基金に位置づけ、開始した助成事業である。